

平成31年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び裁  
判官に差し支えのあるときの代理順序の定め

福井地方裁判所

第1 裁判官の配置

1 福井地方裁判所

本 庁	民事第一部	裁判長 判 事 判 事 判 事 判 事 判事補	石川 武平 高橋 松井 小出	恭子 英樹 剛心 雅成 泰成
	民事第二部	裁判長 判 事 判 事 判 事 判事補 判事補	武宮 平野 高橋 松井 小浅	子英 史剛 平心 典雅 泰成 翼井
	刑 事 部	裁判長 判 事 判 事 判事補 判事補	渡邊 西谷 小出 浅井	史朗 吾大 成泰 翼
	武生支部	判 事	古 庄	順
	敦賀支部	判 事	棚 橋	知 子

2 管内簡易裁判所

福 井	簡易裁判所判事 簡易裁判所判事 簡易裁判所判事 簡易裁判所判事 簡易裁判所判事 簡易裁判所判事 簡易裁判所判事 簡易裁判所判事 簡易裁判所判事 簡易裁判所判事	石 川 恭 司 武 宮 英 子 渡 邊 史 朗 平 野 剛 史 高 橋 心 平 西 谷 大 吾 松 井 雅 典 小 川 正 照 熊 野 浩 靖 村 上 智 子
武 生	簡易裁判所判事 簡易裁判所判事	古 庄 順 熊 野 浩 靖
大 野	簡易裁判所判事	村 上 智 子
敦 賀	簡易裁判所判事 簡易裁判所判事	棚 橋 知 子 加 藤 優
小 浜	簡易裁判所判事	加 藤 優

第2 裁判事務の分配及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序

1 本庁

(1) 民事第一部

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
裁判長 判 事 石 川 恭 司	ア 民事控訴事件	武 宮 判 事 高 橋 判 事 の順
判 事 武 宮 英 子	イ 民事抗告事件	高 橋 判 事 松 井 判 事 の順
判 事 平 野 剛 史	ウ 保全抗告事件	高 橋 判 事 松 井 判 事 の順
判 事 高 橋 心 平	エ 以上 の 再 審 事 件	松 井 判 事 小 出 判 事 補 の順
判 事 松 井 雅 典		高 橋 判 事 小 出 判 事 補 の順
判事補 小 出 成 泰		浅 井 判 事 補 松 井 判 事 の順

(2) 民事第二部

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
裁判長 判 事 武 宮 英 子	ア 行政事件 イ 知的財産権事件（保全命令事件、保全異議申立事件、保全取消申立事件を含む。） ウ 人身保護事件 エ 会社更生事件 オ 油濁損害賠償責任制限事件及び船舶所有者等責任制限事件 カ 民事通常第一審事件、保全命令事件、保全異議申立事件、保全取消申立事件、民事執行事件、破産事件、再生事件及びその他の民事事件のうち合議体で審理するのを相当とする事件 キ 本庁の刑事事件に係る忌避申立事件及び回避申立事件 ク 支部又は簡易裁判所の民事事件に係る除斥事件及び忌避申立事件 ケ 以上の再審事件 コ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）の裁判官の処分に対する不服申立事件、裁判所の処分に対する異議申立事件、裁判官、精神保健審判員又は書記官に関する除斥事件、忌避申立事件及び回避申立事件 サ 刑事訴訟法262条に基づく起訴強制事件 シ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律3条1項及び3条の2第1項による対象事件	高 橋 判 事 渡 邊 判 事 の順
判 事 平 野 剛 史		高 橋 判 事 松 井 判 事 の順
判 事 高 橋 心 平		松 井 判 事 小 出 判事補 の順
判 事 松 井 雅 典		高 橋 判 事 小 出 判事補 の順
判事補 小 出 成 泰		浅 井 判事補 松 井 判 事 の順

からの除外事件、同法 35 条、42 条及び 94 条の異議の申立て事件、同法 41 条 2 項の規定により事件の送付を受けた地方裁判所がする裁判員等の解任の請求事件、同法 43 条 2 項の通知に基づく裁判員等の解任事件

(3) 民事単独制

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
判 事 武 宮 英 子	<p>ア 民事通常第一審事件の 4 分の 1</p> <p>イ 申立て等による調停事件の 3 分の 1</p> <p>ウ 原裁判が単独事件に係る再審事件の 3 分の 1</p> <p>エ 破産事件(管財事件)</p> <p>オ 再生事件</p> <p>カ 特別清算事件</p> <p>キ 非訟事件</p> <p>ク 配偶者暴力等に関する保護命令事件の 3 分の 1</p> <p>ケ 労働審判事件の 4 分の 1</p> <p>コ 公示催告事件の 3 分の 1</p> <p>サ 保全異議申立事件及び保全取消申立事件(知的財産権事件を除く。)</p> <p>シ 仲裁関係事件</p> <p>ス 簡易確定事件及び簡易確定決定に対する異議申立て提起事件の 3 分の 1</p> <p>セ 執行官が行う執行処分についての許可等</p>	高 橋 判 事 松 井 判 事 の順
	ソ 破産事件(同廃事件)	小 出 判事補 松 井 判 事 の順

判事 高橋心平	<p>ア 民事通常第一審事件の4分の2      イ 申立て等による調停事件の3分の1      ウ 原裁判が単独事件に係る再審事件の3分の1      エ 借地借家法又は罹災都市借地借家臨時処理法による非訟事件の2分の1      オ 配偶者暴力等に関する保護命令事件の3分の1      カ 労働審判事件の4分の2      キ 公示催告事件の3分の1      ク 労働関係、金員仮払及び商事事件に関する保全命令事件の2分の1      ケ 仮登記仮処分事件      コ 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1      サ 簡易確定事件及び簡易確定決定に対する異議申立て提起事件の3分の1      シ 財産開示事件</p>	武宮判事 松井判事 の順
	ス 債権執行事件以外の執行事件の3分の2	小出判事補 松井判事 の順

判事 松井 雅典	<p>ア 民事通常第一審事件の4分の1      イ 申立て等による調停事件の3分の1      ウ 原裁判が単独事件に係る再審事件の3分の1      エ 借地借家法又は罹災都市借地借家臨時処理法による非訟事件の2分の1      オ 配偶者暴力等に関する保護命令事件の3分の1      カ 労働審判事件の4分の1      キ 公示催告事件の3分の1      ク 労働関係、金員仮払及び商事事件に関する保全命令事件の2分の1      ケ 訴え提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1      コ 簡易確定事件及び簡易確定決定に対する異議申立て提起事件の3分の1      サ 過料事件</p> <p>シ 債権執行事件以外の執行事件の3分の1</p>	高橋 判事 武宮 判事 の順
判事補 小出 成泰	<p>ア 証拠保全を除く民事雑事件及び執行雑事件（基本となる事件のない事件に限る。）      イ 共助事件      ウ 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1      エ 証拠保全申立事件の2分の1</p>	小出 判事補 高橋 判事 の順

判事補 浅 井 翼

ア 債権執行事件  
イ 保全命令事件(労働関係、  
金員仮払、商事事件及び知的  
財産権に関する事件を除  
く。)  
ウ 訴え提起前における証拠収  
集の処分申立事件の4分の1  
エ 証拠保全申立事件の2分の  
1

小 出 判事補  
松 井 判 事  
の順

## (4) 刑事部

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
裁判長 判 事 渡 邊 史 朗	<p>ア 刑事第一審事件、再審事件の法定合議事件、裁定合議事件及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）65条1項（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）23条による場合及び国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（以下「国際刑事裁判所協力法」という。）42条により準用される場合を含む。）の取消請求事件</p> <p>イ 準抗告事件</p> <p>ウ 組織的犯罪処罰法62条1項（麻薬特例法23条による場合を含む。）の審査請求事件</p>	西 谷 判 事 武 宮 判 事 の順
判 事 西 谷 大 吾	<p>エ アに関連する刑事補償請求事件、訴訟費用免除申立事件、費用補償請求事件、刑事損害賠償命令事件及びア、イに関連する刑事雑事件</p> <p>オ 本庁の民事事件に係る除斥事件及び忌避申立事件</p> <p>カ 支部又は簡易裁判所の刑事事件に係る忌避申立事件及び回避申立事件</p> <p>キ 医療観察法41条1項の決定があった場合の対象行為の存否に関する事件</p>	平 野 判 事 高 橋 判 事 の順
判事補 浅 井 翼		小 出 判事補 平 野 判 事 の順

(5) 刑事単独制

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
判 事 渡 邇 史 朗	<p>ア 刑事第一審事件及び再審事件の5分の2      イ アに関連する刑事補償請求事件、訴訟費用免除申立事件、費用補償請求事件、刑事損害賠償命令事件及び刑事雑事件      ウ 訴訟費用負担請求事件      エ 医療観察法の各種処遇事件、競合する処分の調整の申立てに係る事件及び鑑定入院先の指定を変更する命令事件の2分の1      オ 医療観察法に係る嘱託による事実の取調べの3分の1      カ 檢察審査会法41条の9の指定弁護士の指定及び指定取消の事務</p> <p>キ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務      ク 国際刑事裁判所協力法第2章に規定する各審査請求</p>	西 谷 判 事 平 野 判 事 の順
判 事 西 谷 大 吾	<p>ア 刑事第一審事件及び再審事件の5分の3      イ アに関連する刑事補償請求事件、訴訟費用免除申立事件、費用補償請求事件、刑事損害賠償命令事件及び刑事雑事件      ウ 医療観察法の各種処遇事件、競合する処分の調整の申立てに係る事件及び鑑定入院先の指定を変更する命令事件の2分の1      エ 医療観察法に係る嘱託による事実の取調べの3分の1</p>	渡 邇 判 事 平 野 判 事 の順

判事補 小出成泰	<p>ア 令状に関する処分の2分の1（単独事件における刑事訴訟法280条1項に規定する勾留に関する処分を除く。）  イ 麻薬特例法第5章及び組織的犯罪処罰法第4章、第6章（麻薬特例法23条による場合を含む。）及び国際刑事裁判所協力法第2章の保全請求事件及びこれらの処分に付随する処分を求める申立事件並びに組織的犯罪処罰法71条1項の令状の発付を求める申立事件の2分の1  ただし、アの勾留、保釈及びイのうち、合議事件についての処分は全て</p>	平野判事 高橋判事 の順
	<p>ウ 勾留後の被疑者国選弁護人選任請求、職権選任、複数選任及び解任の事務の2分の1</p>	西谷判事 渡邊判事 の順
判事補 浅井翼	<p>ア 執行猶予言渡取消請求事件  イ 証人尋問請求事件、証拠保全請求事件、共助事件及び刑事雑事件</p>	西谷判事 渡邊判事 小出判事補 の順

<p>ウ 令状に関する処分の2分の 1 (単独事件における刑事訴訟法280条1項に規定する勾留に関する処分は全て)</p> <p>エ 麻薬特例法第5章及び組織的犯罪処罰法第4章、第6章 (麻薬特例法23条による場合を含む。) 及び国際刑事裁判所協力法第2章の保全請求事件及びこれらの処分に付隨する処分を求める申立事件並びに組織的犯罪処罰法71条1項の令状の発付を求める申立事件の2分の1 ただし、ウの勾留、保釈及びエのうち、合議事件についての処分を除く。</p>	<p>小出 判事補 西谷 判事 渡邊 判事 平野 判事 高橋 判事 の順</p>
<p>オ 医療観察法に係る嘱託による事実の取調べの3分の1 カ 勾留後の被疑者国選弁護人選任請求、職権選任、複数選任及び解任の事務の2分の1</p>	<p>西谷 判事 渡邊 判事 の順</p>

## 2 支部

裁判所	裁判官	事務の分配	代理順序
武生支部	判事 古庄 順	全 部	所長が指名する 本庁の裁判官
敦賀支部	判事 棚橋 知子	全 部	古庄判事 ただし、同判事 に差し支えのある ときは、所長が指 名する本庁の裁判 官

### 3 簡易裁判所

裁判所	裁 判 官	事務の分配	代 理 順 序
福 井	簡易裁判所判事 小 川 正 照		村上簡易裁判所判事 熊野簡易裁判所判事 の順 ただし, 令状, 在庁 略式事件について, 両 判事に差し支えのある ときは, 西谷簡易裁判所判事 平野簡易裁判所判事 の順
	簡易裁判所判事 熊 野 浩 靖	次表のとおり	小川簡易裁判所判事 村上簡易裁判所判事 の順 ただし, 令状, 在庁 略式事件について, 両 判事に差し支えのある ときは, 西谷簡易裁判所判事 平野簡易裁判所判事 の順
	簡易裁判所判事 村 上 智 子		熊野簡易裁判所判事 小川簡易裁判所判事 の順 ただし, 令状, 在庁 略式事件について, 両 判事に差し支えのある ときは, 西谷簡易裁判所判事 平野簡易裁判所判事 の順

武生	簡易裁判所判事 古庄 順	調停事件	熊野簡易裁判所判事
	簡易裁判所判事 熊野 浩 靖	調停以外の事 件全部	古庄簡易裁判所判事
大野	簡易裁判所判事 村上 智子	全 部	所長が指名する裁判官
敦賀	簡易裁判所判事 加藤 優	全 部	棚橋簡易裁判所判事
小浜	簡易裁判所判事 加藤 優	全 部	棚橋簡易裁判所判事

表 (福井簡易裁判所における事務の分配)

民刑 の別	番 号	種 別	裁判官	小 川	熊 野	村 上
民 事	1	民事通常事件		10分の5	10分の2	10分の3
	2	少額訴訟事件、手形訴訟事件及び公示催告事件		3分の1	3分の1	3分の1
	3	調 停 事 件 (民事通常事件の付調停事件は、各担当裁判官が処理)		3分の1	3分の1	3分の1
	4	番号1から3までを除く民事事件	全 部			
刑 事	5	刑事通常事件、再審事件及び共助事件		3分の1	3分の1	3分の1
	略 式 命 令 事 件	一 般 略 式		5分の2	5分の1	5分の2
		交 通 即 決		3分の1	3分の1	3分の1
		在 府		10分の3	10分の3	10分の4
	6	正 式 裁 判 請 求	村上簡易裁判所判事処理の略式命令に対する正式裁判請求事件	小川簡易裁判所判事処理の略式命令に対する正式裁判請求事件	熊野簡易裁判所判事処理の略式命令に対する正式裁判請求事件	
	そ の 他				全 部	
	7	ア 令状に関する処分(勾留に関する処分を含む。) イ 勾留請求時の被疑者国選弁護人選任請求及び職権選任の事務		10分の3	10分の3	10分の4

8	勾留後の被疑者国選弁護人選任請求、職権選任、複数選任及び解任の事務	3分の1	3分の1	3分の1
9	公訴提起後第1回公判期日までの勾留処分	3分の1	3分の1	3分の1
10	番号5から9までを除く刑事事件	全 部		

4 調停主任裁判官

裁 判 所	裁 判 官						
地 裁 本 庁	判 判 判	事 事 事	武 高 松	宮 橋 井	英 心 雅	子 平 典	
福井簡易裁判所		簡易裁判所判事 簡易裁判所判事 簡易裁判所判事		小 熊 村	川 野 上	正 浩 智	照 靖 子
地裁武生支部		判	事	古	庄	順	
武生簡易裁判所		簡易裁判所判事		古	庄	順	
大野簡易裁判所		簡易裁判所判事		村	上	智	子
地裁敦賀支部		判	事	棚	橋	知	子
敦賀簡易裁判所		簡易裁判所判事		加	藤	優	
小浜簡易裁判所		簡易裁判所判事		加	藤	優	

## 5 労働審判官

裁 判 所	裁 判 官					
地 裁 本 庁	判	判	事	武	宮	英
	判	判	事	高	橋	心
	判	判	事	松	井	雅

## 6 補則

- (1) 民事雑事件及び執行雑事件のうち、その基本となる事件に係る事件は、当該合議部又は裁判官が担当する。
- (2) 勾留及び保釈に関する処分、麻薬特例法第5章及び組織的犯罪処罰法第4章、第6章（麻薬特例法23条による場合を含む。）の保全請求事件及びこれらの処分に付随する処分を求める申立事件並びに組織的犯罪処罰法71条1項の令状の発付を求める申立事件に対する準抗告事件のうち、次の事件に係るもののが担当裁判官は、本則の定めにかかわらず、次のとおりとする。
- ア 合議事件、労働事件、公安事件  
民事第二部所属の裁判官（刑事合議事件担当裁判官を除く。）
- イ 支部又は簡易裁判所に起訴された事件及び起訴される見込みの事件  
刑事部所属の裁判官（民事合議事件担当裁判官を除く。）
- ウ 上記以外の事件  
刑事部所属の裁判官及び民事第二部所属の裁判官
- (3) 民事単独制事件及び刑事単独制事件のうち分配割合の定めのある事件は、受付順により分配割合に従って各裁判官に分配する。ただし、関係の裁判官の協議により、分配された事件の担当を変更することができる。
- (4) 民事単独制事件のうち、労働審判に対する異議事件は、受付順により分配割合に従って、当該労働審判をした裁判官とは別の裁判官に分配する。
- (5) 本庁の各裁判官に分配された事件につき、支部において審理するのが相当と認められるとき、又は支部裁判官に分配された事件につき、本庁若しくは他の支部において審理するのが相当と認められるときは、その事件の分配を受けた裁判官は回付後にその事件の分配を受けることになる裁判官（本庁においてその裁判官が定まっていないときは部の事務を総括する裁判官）と協議の上、これを支部又は本庁若しくは他の支部に回付することができる。
- (6) 次の事件の差戻事件は、区分ごとに、受付順に従い、各裁判官に順次分配する。ただし、定まる裁判官が当該事件の原裁判をした裁判官であるときは、次順位の裁判官に分配し、後者が直近に受けるべき同一区分に属する差

戻事件を前者に分配する。

なお、これにより難いとき及び次の事件以外の差戻事件の分配は、常置委員会において定める。

ア 民事通常第一審事件、非訟事件、保全異議申立事件、保全取消申立事件（いずれも単独事件。支部において審理した事件を除く。）

イ 刑事第一審事件、医療観察法の各種処遇事件（いずれも単独事件。支部において審理した事件を除く。）

(7) 1から3までに定める代理順序により難いときは、所長が指名する他の裁判官が代理する。

(8) 武生支部及び敦賀支部における犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく原記録の保管事務は本庁において取り扱う。

(9) 執務時間外に傍受の原記録を使用する必要が生じた場合は、執務時間外の令状当番裁判官（地方裁判所裁判官に限る。）が原記録保管裁判官を代理する。

(10) 本庁における医療観察法の鑑定入院命令に係る手続及び連戻状の請求に係る手続は、勤務時間内にあっては月、水、金曜日について浅井判事補が、火、木曜日について小出判事補が担当する。いずれかの判事補が差し支えのあるときは相互に代理する。

(11) 医療観察法72条1項の命令の取消しの請求に係る手続は、(2)のウに定める裁判官が担当する。

(12) 地裁本庁及び福井簡易裁判所における勤務時間外の令状に関する処分は、本庁、武生支部及び福井簡易裁判所の裁判官が担当する。

(13) 地裁本庁及び福井簡易裁判所において勤務時間外の令状事務を担当する裁判官は、武生簡易裁判所、敦賀簡易裁判所、大野簡易裁判所、小浜簡易裁判所から休前日に引き継いだ被疑者国選弁護人選任請求及び職権選任事務を、その職務を代行する。

(14) 所長は、新任判事補研さんの実施のため、研さん期間中の判事補に対し、期間又は日を定めて本庁民事部及び同刑事部の各裁判事務の取扱いを命じる

ことができる。

(15) 第2の1の(3)の定めにかかわらず、当分の間、民事単独制事件のうち次の事件を、次のとおり分配する。

なお、分配後の代理順序については、分配された裁判官の定めによる。

ア 武宮判事に分配される再生事件のうち、小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を、高橋判事に分配する。

イ 武宮判事に分配される破産事件（同廃事件）を、高橋判事に分配する。

ウ 高橋判事に分配される民事通常第一審事件を、武宮判事に2分の1、松井判事に2分の1の割合で分配する。

エ 高橋判事に分配される労働審判事件を、武宮判事に2分の1、松井判事に2分の1の割合で分配する。

オ 松井判事に分配される過料事件を、高橋判事に分配する。

カ 松井判事に分配される債権執行事件以外の執行事件を、高橋判事に分配する。

(16) 第2の1の(5)の定めにかかわらず、当分の間、刑事単独制事件のうち、渡邊判事及び西谷判事に分配される刑事第一審事件及び再審事件を各2分の1とする。

#### 附 則

この定めは、平成31年1月1日から施行する。

#### 附 則

この定めは、平成31年3月23日から施行する。

#### 附 則

この定めは、平成31年3月25日から施行する。

#### 附 則

この定めは、平成31年4月1日から施行する。

## 平成31年度における司法行政事務についての代理順序の定め

福井地方裁判所

所長、部の事務を総括する裁判官、支部長及び司法行政事務を掌理する簡易裁判所の裁判官に差し支えのある場合における司法行政事務についての代理順序は、次に定めるところによる。

### 1 所長につき

第1順位 判事 武宮英子

第2順位 判事 渡邊史朗

第3順位 判事 平野剛史

### 2 部の事務を総括する裁判官につき

#### 1 民事第一部

判事 武宮英子

#### 2 民事第二部

判事 平野剛史

#### 3 刑事部

判事 西谷大吾

### 3 支部長につき

所長が指名する裁判官

### 4 司法行政事務を掌理する簡易裁判所の裁判官につき

所長が指名する裁判官

## 附 則

この定めは、平成31年1月1日から施行する。

平成31年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序の定め

福井家庭裁判所

第1 裁判官の配置

本 庁	第一合議体	判 判 判 判	事 事 事 事補	渡 高 西 小	邊 橋 谷 出	史 心 大 成	朗 平 吾 泰
	第二合議体	判 判 判 判	事 事 事 事	石 武 平 松	川 宮 野 井	恭 英 剛 雅	司 子 史 典
武 生 支 部		判	事		古 庄 順		
敦 賀 支 部		判	事		棚 橋 知 子		

## 第2 裁判事務の分配及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序

### 1 本庁

#### (1) 第一合議体

裁 判 官	事 務 の 分 配	代理順序
裁判長 判 事 渡 邊 史 朗	ア 合議体で審理するのを相当とする少年事件（裁判員の参加する刑事事件に関する法律2条1項各号に掲げる罪に係る事件を除く。）  イ 観護措置決定等に対する異議申立事件	平 野 富 判 判 事 武 順 の順
判 事 高 橋 心 平	ウ 少年事件に係る忌避申立事件及び回避申立事件（第一合議体の少年事件に係るもの）	松 井 平 判 判 事 野 順 の順
判 事 西 谷 大 吾	エ 第二合議体の次の事件に係る除斥事件及び忌避申立事件 (ア) 人事訴訟事件及びこれに付随する通常訴訟事件並びにこれらに関する保全異議申立事件及び保全取消申立事件 (イ) 家事事件	松 井 平 判 判 事 野 順 の順
判事補 小 出 成 泰		松 井 平 判 判 事 野 順 の順

(2) 第二合議体

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
裁判長 判 事 石 川 恭 司	<p>ア 次の事件のうち合議体で審理するのを相当とする事件            (ア) 人事訴訟事件及びこれに付随する通常訴訟事件並びにこれらに関する保全異議申立事件及び保全取消申立事件</p> <p>(イ) 家事事件            (ウ) 少年事件（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律2条1項各号に掲げる罪に係る事件）</p>	渡 邊 判 事 武 宮 判 事 の順
判 事 武 宮 英 子	<p>イ 第一合議体の少年事件に係る観護措置決定等に対する異議申立事件</p>	渡 邊 判 事 平 野 判 事 の順
判 事 平 野 剛 史	<p>ウ 次の事件に係る除斥事件及び忌避申立事件（第二合議体の事件に係るもの）            (ア) 人事訴訟事件及びこれに付隨する通常訴訟事件並びにこれらに関する保全異議申立事件及び保全取消申立事件</p> <p>(イ) 家事事件</p>	西 高 谷 判 事 橋 判 事 の順
判 事 松 井 雅 典	<p>エ 第一合議体の少年事件に係る忌避申立事件及び回避申立事件</p>	小 西 出 谷 判 事 の順

(3) 人事単独制

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
判 事 西 谷 大 吾	ア 人事訴訟事件 イ アに付隨する通常訴訟事件 ウ 人事訴訟事件及びこれに付隨する通常訴訟事件の再審事件 エ 保全命令事件 オ 保全異議申立事件 カ 保全取消申立事件	松平渡 井野邊 の順 判判判 事事事

(4) 家事事件

ア 家事審判事件

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
判 事 平 野 剛 史	ア 高橋判事及び松井判事に分配する以外の家事審判事件 イ 家事審判事件の再審事件 3分の2	松 井 判 事 高 橋 判 事 渡 邊 判 事 の順
判 事 高 橋 心 平	ア 子の氏の変更事件 イ 相続の承認・放棄関係事件 ウ 失踪宣告関係事件	平 野 判 事 松 井 判 事 渡 邊 判 事 の順
判 事 松 井 雅 典	ア 後見関係事件 6分の1 イ 家事審判事件の再審事件 3分の1	平 野 判 事 高 橋 判 事 渡 邊 判 事 の順

イ 家事調停事件

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
判 事 石 川 恭 司	<p>ア 家事調停事件（合意に相当する審判事件を含む。ただし、人事訴訟事件から調停に付された上、裁判官のみで行うこととした調停事件を除く。） 4分の1</p> <p>イ 家事調停事件（合意に相当する審判事件を含む。）の再審事件 4分の1</p>	平 野 判 事 松 井 判 事 の順
判 事 平 野 剛 史	<p>ア 家事調停事件（合意に相当する審判事件を含む。ただし、人事訴訟事件から調停に付された上、裁判官のみで行うこととした調停事件を除く。） 4分の3</p> <p>イ 家事調停事件（合意に相当する審判事件を含む。）の再審事件 4分の3</p>	松 井 判 事 西 谷 判 事 の順
判 事 西 谷 大 吾	人事訴訟事件から調停に付された家事調停事件（ただし、裁判官のみで行うこととしたものに限る。） 全部	松 井 判 事 平 野 判 事 の順

ウ 審判前の保全事件

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
	基本事件の担当裁判官が担当する。	ア及びイの代理順序の例による。

エ その他の事件

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
判 事 平 野 剛 史	ア 執行関係訴訟事件 イ 履行確保事件 ウ 代替執行及び間接強制事件 エ 共助事件 オ 令状請求事件	松 井 判 事 高 橋 判 事 の順

(5) 少年事件

ア 少年保護事件（身柄事件及び裁判員の参加する刑事裁判に関する法律  
2条1項各号に掲げる罪に係る事件を除く。）

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
判 事 平 野 剛 史	次の事件について各2分の1 ア 一般保護事件 イ 過失運転致死傷事件(業務上 過失致死傷事件を含む。) ウ 道路交通法違反事件及び自 動車の保管場所の確保等に關 する法律違反事件	小 出 判事補 西 谷 判事 松 井 判事 の順
判事補 小 出 成 泰		平 野 判事 西 谷 判事 松 井 判事 の順

イ 少年保護事件のうち身柄事件（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律  
2条1項各号に掲げる罪に係る事件を除く。）

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
判 事 平 野 剌 史		小 出 判事補 西 谷 判事 松 井 判事 の順
判 事 西 谷 大 吾	各3分の1	小 出 判事補 平 野 判事 松 井 判事 の順
判事補 小 出 成 泰		西 谷 判事 平 野 判事 松 井 判事 の順

ただし、小出判事補が担当するア及びイの事件のうち、少年法20条の決定を要する事件は、平野判事が担当する。平野判事に差し支えのあるときは、西谷判事が代理する。

ウ 少年保護事件のうち裁判員の参加する刑事裁判に関する法律2条1項各号に掲げる罪に係る事件

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
判 事 平 野 剛 史	全 部	松 井 判 事 高 橋 判 事 の順に交互に代理する。

エ 準少年保護事件

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
判 事 西 谷 大 吾		小 出 判事補
判事補 小 出 成 泰	各2分の1 ただし、担当した基本事件に関する事件は、その裁判官に分配する。	西 谷 判 事

オ 共助事件及び雑事件（少年補償事件を除く。）

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
判 事 平 野 剛 史		小 出 判事補 西 谷 判 事 の順
判 事 西 谷 大 吾	各 3 分の 1	小 出 判事補 平 野 判 事 の順
判事補 小 出 成 泰		西 谷 判 事 平 野 判 事 の順

カ 少年補償事件

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
	基本事件の担当裁判官が担当する。	アからウまでの代理順序の例による。

2 支部

裁判所	裁判官	事務の分配	代理順序
武生支部	判事 古庄 順	全 部	所長が指名する 本庁の裁判官
敦賀支部	判事 棚橋 知子	全 部	古庄判事 ただし、同判事 に差し支えのある ときは、所長が指 名する本庁の裁判 官

### 3 補則

- (1) 第2の1(4)ア及び同イの分配にかかわらず、家事審判事件のうち、家事調停事件から移行した家事審判事件は、当該家事調停事件の担当裁判官に分配し、家事調停事件のうち、自庁の家事審判事件から家事調停に付した事件は、当該家事審判事件の担当裁判官に分配する。
- (2) 第2の1(5)アの少年保護事件のうち、同イで分配された身柄事件が係属中に送致された関連事件は、その身柄事件の分配を受けた裁判官に分配する。
- (3) 本庁における人事訴訟事件、家事事件及び少年事件のうち、分配割合の定めのある事件については、関係裁判官の協議により、分配された事件の担当を変更することができる。
- (4) 本庁における勤務時間内の観護措置に関する処分は、第2の1(5)イで身柄事件の分配を受けた裁判官に分配する。分配を受けた裁判官に差し支えのあるときは小出判事補、西谷判事及び平野判事の順で代理する。
- (5) 勤務時間外の観護措置に関する処分及び令状請求事件については、本庁裁判官の協議により決める。
- (6) 本庁の各裁判官に分配された事件につき、支部において審理するのが相当と認められるとき、又は支部裁判官に分配された事件につき、本庁若しくは他の支部において審理するのが相当と認められるときは、その事件の分配を受けた裁判官は回付後に当該事件の分配を受けることになる裁判官（本庁においてその裁判官が定まっていないときは、平野判事）と協議の上、これを支部又は本庁若しくは他の支部に回付することができる。
- (7) 少年保護事件（身柄事件を除く。）の本庁と敦賀支部との相互の回付については、前項の協議を要しない。
- (8) 次の事件の差戻事件は、区分ごとに、受付順に従い、次のとおり順次分配する。定まる裁判官が当該事件の原裁判をした裁判官であるときは、次順位の裁判官に分配し、後者が直近に受けるべき同一区分に属する差戻事件を前者に分配する。

なお、これにより難いとき及び次の事件以外の差戻事件については、常置委員会において定める。

- ア 人事訴訟事件及び同事件に付隨する通常訴訟事件（いずれも単独制）  
平野裁判官3分の2、西谷裁判官3分の1（平野、西谷、平野の順）
- イ 家事審判事件（単独制）

平野裁判官 2 分の 1 , 西谷裁判官 2 分の 1 (平野, 西谷, 平野の順)

ウ 少年事件 (単独制)

平野裁判官, 西谷裁判官及び小出裁判官各 3 分の 1 (西谷, 小出, 平野の順)

(9) 以上に定める代理順序により難いときは, 所長が指名する他の裁判官が代理する。

(10) 所長は, 新任判事補研さんの実施のため, 研さん期間中の判事補に対し, 期間又は日を定めて裁判事務の取扱いを命じることができる。

附 則

この定めは, 平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この定めは, 平成 31 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この定めは, 平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 平成31年度における司法行政事務についての代理順序の定め

福井家庭裁判所

所長及び支部長に差し支えのある場合における司法行政事務についての代理順序は、次に定めるところによる。

### 1 所長につき

第1順位 判 事 武 宮 英 子

第2順位 判 事 渡 邊 史 朗

第3順位 判 事 平 野 剛 史

### 2 支部長につき

所長が指名する裁判官

### 附 則

この定めは、平成31年1月1日から施行する。